

住民基本台帳の閲覧状況

住民基本台帳(住所、氏名、生年月日、性別)の閲覧は、公用・公益上必要と認められる場合に限られており、閲覧状況を公表するように定められています。令和8年1月1日～3月31日までの閲覧状況は、次のとおりです。

閲覧日	閲覧者(受託者)	委託者	閲覧目的	対象者及び抽出人数	
令和8年1月8日	苅屋原区		区民名簿作成	苅屋原区民	149人

◎問い合わせ先 住民環境課住民係 TEL 8 2 - 3 1 1 1 (内線 1 2 2) 直通 7 5 - 6 2 0 4